

(趣旨)

第1条 中空知衛生施設組合の運営に関し必要な要綱、要領、基準及び運用方針等(以下「要綱等」という。)は、他に特別の定めのあるものを除くほか、滝川市の要綱等を準用する。

(準用要綱等)

第2条 準用する滝川市の要綱等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 滝川市制限付一般競争入札の試行に関する要綱(平成13年滝川市要綱第4号の1)
 - (2) 滝川市地域限定型一般競争入札の試行に関する要綱(平成20年滝川市要綱第42号)
 - (3) 滝川市公募型指名競争入札の試行に関する要綱(平成18年滝川市要綱第12号の1)
 - (4) 滝川市簡易公募型指名競争入札の試行に関する要綱(平成18年滝川市要綱第12号の2)
 - (5) 滝川市競争入札参加資格審査基準(平成7年滝川市要綱第3号の1)
 - (6) 滝川市建設工事等指名競争入札参加者指名基準(平成7年滝川市要綱第3号の2)
 - (7) 滝川市建設工事等指名競争入札参加者指名基準運用方針(平成7年要綱第3号の3)
 - (8) 滝川市工事請負契約関係業務の適正な執行に関する運用方針(平成7年滝川市要綱第3号の4)
 - (9) 滝川市建設工事等共同企業体運用基準(平成7年滝川市要綱第3号の5)
 - (10) 滝川市建設工事等共同企業体運用方針(平成7年滝川市要綱第3号の6)
 - (11) 滝川市建設工事等に係る予定価格の事前公表に関する取扱要領(平成13年滝川市要綱第4号の2)
 - (12) 滝川市最低制限価格取扱要領(平成15年滝川市要綱第17号の4)
 - (13) 滝川市低入札価格調査取扱要領(平成15年滝川市要綱第17号の5)
 - (14) 滝川市入札辞退者等取扱要領(平成7年滝川市要綱第3号の8)
 - (15) 滝川市建設工事等に係る入札及び随意契約の結果等の公表要領(平成7年滝川市要綱第3号の9)
 - (16) 滝川市発注の建設工事等に係る完成工事等未収金債権譲渡の承諾に関する事務取扱要(平成27年滝川市要綱第38号)
 - (17) 滝川市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成5年滝川市要綱第101号)
 - (18) 滝川市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領運用指針(平成5年滝川市要綱第102号)
 - (19) 滝川市工事現場における施工体制点検等取扱要領(平成15年滝川市要綱第17号の2)
 - (20) 滝川市工事現場における施工体制点検等取扱要領運用方針(平成15年滝川市要綱第17号の3)
 - (21) 滝川市建設工事等に係る談合情報の対応に関する事務処理要領(平成13年滝川市要綱第6号)
 - (22) 滝川市競争入札参加等除外措置事務処理要領(平成26年滝川市要綱第12号)
 - (23) 滝川市長期継続契約締結事務取扱要綱(平成18年滝川市要綱第5号)
 - (24) 建設工事等見積心得
 - (25) 建設工事等競争入札心得(平成13年滝川市告示第23号)
 - (26) 滝川市建設工事等契約事務取扱要領(平成9年1月23日滝川市長決裁)
- 2 前項の規定にかかわらず、中空知衛生施設組合の構成市町において、指名競争入札に参加する資格を有する者の名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載された者は、当該資格者名簿に登載されている間、中空知衛生施設組合の資格者名簿に登載されているものとみなす。

(施行細目)

第3条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年3月15日から施行する。

(中空知衛生施設組合指名競争入札参加資格者基準の廃止)

2 中空知衛生施設組合指名競争入札参加資格者基準(平成14年1月11日施行)は、廃止する。

附 則(令和2年要綱第1号)

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則(令和3年要綱第1号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、すでに滝川市の要綱等の準用に関する要綱(平成31年中空知衛生施設組合要綱第1号)に基づいてされた処理及び手続は、それぞれこの要綱の相当規定に基づいてされた処理及び手続とみなす。

附 則(令和4年要綱第1号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。(後略)